

ななせダム(のつはる湖)で 飛行物体(ドローン、パラグライダー等)は 飛ばせません

ななせダム(のつはる湖)は、洪水時に七瀬川の水を貯留、河川環境用水の確保及び大分市の水道用水が不足する際に補給する機能を有しています。また、大分市野津原地域の観光資源としても地域の発展に寄与しています。

ななせダム(のつはる湖)では、施設の重要性や観光客や見学者が多数来訪されていることから、管理施設の損傷等による被害防止及び利用者や周辺に来訪された方々が安全かつ快適にご利用いただくため、

ドローン等の飛行物体の飛行につきましては禁止 としております

ただし、公共公益性のある調査測量や撮影など、ダム管理者が許可した場合に限り飛行させることが出来ます。

【その他】

- ・ ダム管理者に許可無く飛行させ、墜落・接触等によりダム関連施設に損傷を与えた場合は補修及び対応等に要した費用を飛行させた方に全額請求させていただく場合があります。
- ・ その他の事故、トラブルや苦情等についてもダム管理者はいかなる責任は負いません。
- ・ 落下した飛行物体の回収については出来ません。

ななせダムは、地域の方々の生命・財産を守るための重要な公共施設であり、皆様の協力により適正な運用・管理を行っておりますので、ご協力の程お願い致します